

(主催者の方へ)

- ・ 払戻請求権放棄証明書は、この様式2の記載事項を全て盛り込んだものを、チケットを放棄した者に交付してください。交付に際しては、紙での郵送等による交付・電子交付等を選ぶことができます（電子交付の場合は、国税庁作成のパンフレットをご覧ください）。
- ・ 指定行事証明書の記載内容、チケットを放棄した者からの申請内容に基づき、主催者において、証明書の全ての事項を正確に記載した上で交付してください。
- ・ なお、本証明書記載の内容は、交付日の翌年1月1日から5年間保存してください（紙・電子問いません）。

記載例

文化100号
令和2年12月15日

- ・ 整理番号は、主催者にて、重複のないように「任意」に設定して構いません。
- ・ 令和3年1月31日までに発行してください。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法
する法律第5条第1項に規定する入場料金等の払戻請求権の全部又
た旨の証明書（払戻請求権放棄証明書）

行事の名称 ぶんかるオーケストラ

行事が行われた又は行うこととされていた期間
令和2年5月1日～令和2年5月2日

行事が行われた又は行うこととされていた場所
文化庁講堂（東京都千代田区霞が関3-3-2）

行事主催者の氏名又は名称 一般社団法人文化オーケストラ

行事主催者の住所等又は主たる事務所等の所在地
東京都千代田区霞が関3-3-2

行事の種別（該当する項目にチェックを入れてください）

- 国が主催した行事
- 都道府県が主催した行事
- 市区町村が主催した行事
- 日本赤十字社支部・共同募金会が主催した行事
- 認定NPO法人等が主催した行事
- 公益社団法人又は公益財団法人等が主催した行事
- 特定公益増進法人等が主催した行事
- 一般事業者等の主催者等が主催した行事

・ 次ページをご覧ください。

上記行事に係る指定行事証明書の発行番号 1999999

- ・ 「指定行事証明書」に記載の発行番号を正確に記載してください。

チケット等の払戻請求権を放棄した者の氏名 文化 太郎

チケット等の払戻請求権を放棄した金額 6,000円

チケット等の払戻請求権を放棄した年月日 令和 2年 5月 29日

- ・ 様式1などによる参加予定者からの申請内容を記載してください。
- ・ 様式1における「申請者」ではなく、「放棄した者の氏名」等をご記入ください。

チケット等の払戻しをした後に寄附の申し出があった場合

払戻しを受けた金額以下の寄附をした者の氏名 _____

チケット等の払戻し請求権が行使された年月日 令和 年 月 日

払戻しを受けた金額以下の寄附金の額 _____円

払戻しを受けた金額以下の寄附をした年月日 令和 年 月 日

- ・ 様式4による申請があった場合は、当該様式に記載の内容を記載してください。

一般社団法人文化オーケストラ（代理発行：ぶんかるクラブ） 印

- ・ 証明書の代理発行者がいる場合は、発行者と代理発行者の双方の名称を記載してください。その際であっても、発行者印を押印ください。
- ・ 印鑑証明を登録しているものでなくても構いません。社印等、主催者が交付したことが確認できるもので結構です。

<行事種別の考え方>

○「認定 NPO 法人等」

- ・認定 NPO 法人等とは、所管庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定（若しくは仮認定）を受けた認定 NPO 法人（若しくは仮認定 NPO 法人）をいいます。
- ・認定 NPO 法人等の一覧は、内閣府 NPO 法人 HP をご覧ください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/>

○「公益社団法人又は公益財団法人等」

- ・公益社団法人又は公益財団法人等とは、①公益社団法人、②公益財団法人、③学校法人、④準学校法人、⑤社会福祉法人（社会福祉法第 22 条）、⑥更生保護法人（更生保護事業法第 2 条第 6 項）、⑦国立大学法人、⑧公立大学法人、⑨（独）国立高等専門学校機構、⑩（独）日本学生機構のうち、「税額控除が認められているもの」をいいます。
- ・法人の所轄庁から「税額控除対象法人」の認定を受けている場合は、こちらに該当します。
（下記「特定公益増進法人等」との違いにご注意ください。）

○「特定公益増進法人等」

- ・「特定公益増進法人等」とは、上記の「公益社団法人又は公益財団法人等」に該当しない、①公益社団法人、②公益財団法人、③学校法人、④準学校法人、⑤社会福祉法人、⑥更生保護法人、⑦独立行政法人（独立行政法人通則法第 2 条第 1 項）、⑧地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 2 条第 1 項）のうち一定の業務を主たる目的とするもの、⑨日本私立学校振興・共済事業団、⑩自動車安全運転センター又は⑪日本司法支援センターをいいます。

○「一般事業者等の主催者等」

- ・上記「認定 NPO 法人等」、「公益社団法人又は公益財団法人等」、「特定公益増進法人等」に該当しない場合をいいます。一般社団法人や一般財団法人、株式会社・有限会社、任意団体、個人などの場合は、こちらに該当します。